

令和8年度概算要求額 2億円（一）【令和6年度補正創設】

事業の目的

- 入院患者への家族による付添いについては、診療報酬に係る規則（厚生労働省令）において、小児患者等の場合は、医師の許可を得て家族等患者の負担によらない者が付き添うことは差し支えないこととされている。
- また、こども家庭庁が実施した実態調査においても、こどもが入院した際に家族が付添いを行っている状況があることが確認されているが、子どもの付添いを希望する家族において、十分な休息などが確保されていないといった課題が指摘されている。
- こうした状況を踏まえ、入院中の子どもの家族の環境整備の取組等の充実を図り、子どもや家族が安心して入院することができる環境改善を推進することを目的とする。

事業の概要

入院中の子どもの家族の付添い等に係る環境改善のため、以下の取組を行う医療機関に対して必要な経費を補助する。

（1）環境改善のための修繕の実施

子どもの付添いをする家族が休息できるスペースを設置するなど、医療機関の施設内の修繕を実施する。

（2）環境改善のための物品等の購入

子どもの付添いをする家族が利用できる簡易ベッド、ソファベッド、寝具等や、家族の食事のための調理器具（食事を温める電子レンジ等）などを購入する。

また、家族が入院の付添いができる場合において、小児患者が家族とオンラインで話すためのタブレット端末等を購入する。

実施主体等

【実施主体】都道府県

【補助基準額】（1）1医療機関あたり 7,560千円

【補助率】国1/2、都道府県1/2

（2）医療機関の小児患者に係る1床あたり 20千円

※ただし、1つの医療機関において本事業の補助対象となるのは、一定の期間（10年）につき1回とする。